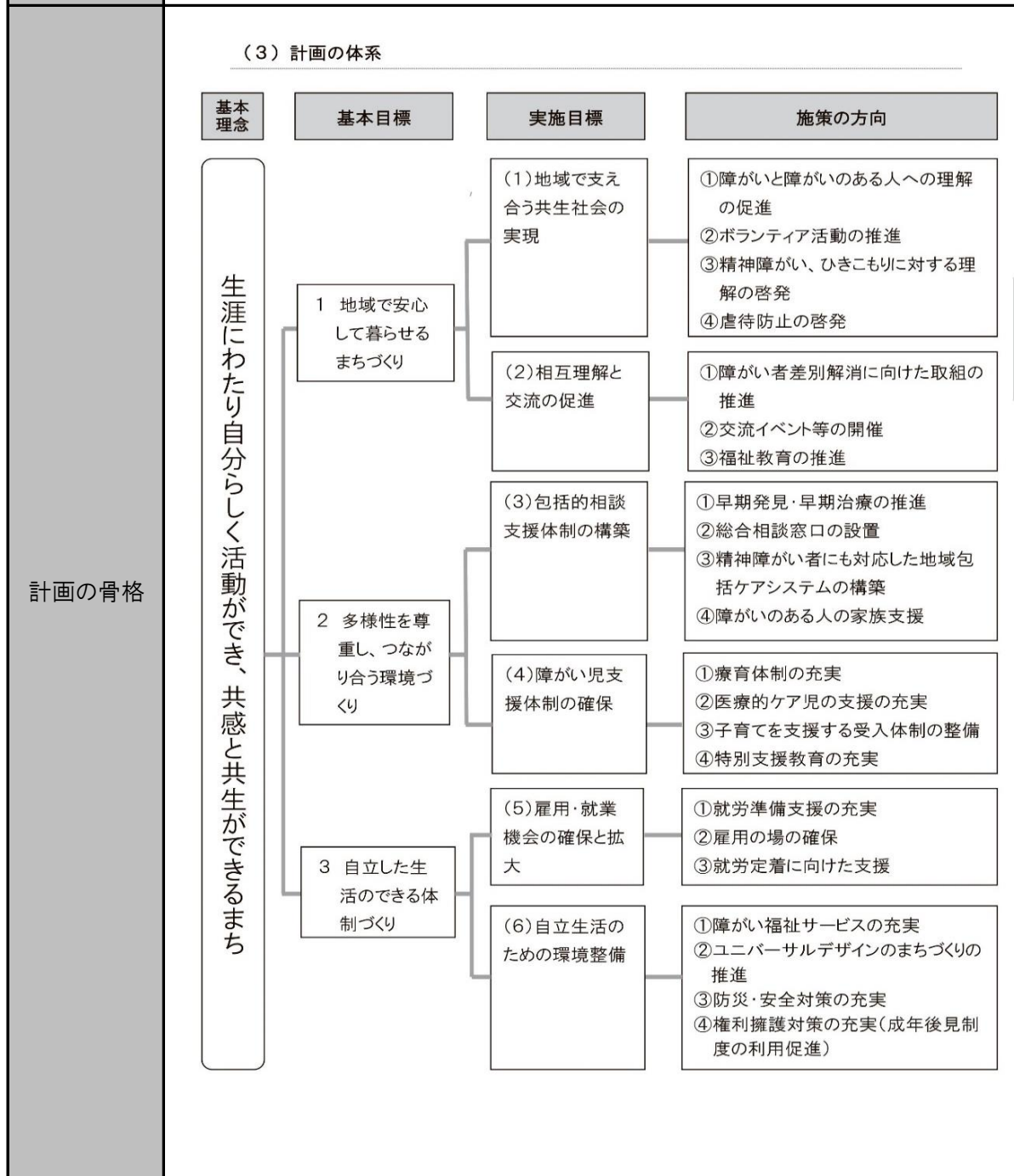


第2次亀山市障がい者福祉計画に関する実績等報告書(令和6年度)

(健康福祉部地域福祉課)

■計画の基本情報

| | |
|-------|--|
| 計画期間 | H 30 ~ R 8 年度 |
| 位置付け | 本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市障害者計画」と、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市障害児福祉計画」を包含した障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市障害福祉計画」とを一体的に策定するとともに、あわせて、第2次亀山市総合計画に即しつつ、特定の課題に対応するものである。 |
| 目的・概要 | 計画の基本理念である「生涯にわたり自分らしく活動ができ、共感と共生ができるまち」をめざし、障がい者福祉にかかる「地域で安心して暮らせるまちづくり、多様性を尊重し、つながり合う環境づくり、自立した生活のできる体制づくり」を基本目標に掲げている。 |



■ 成果指標

| 成果指標名 | | 単位 | 現状値 | 実績値 (R6) | 目標値 |
|-------|-------|----|-----|-------------|-----|
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| 3 | ※別紙参照 | | | | |
| 4 | | | | | |
| 5 | | | | | |

■ 計画の実績等

| | |
|-------------|---|
| 取組実績 | <p>・ヒューマンフェスタin亀山では、講演会等の開催により、共生社会の理念普及や福祉意識向上につながった。また、まちづくり協議会福祉委員を対象とした亀山市社会福祉協議会主催の研修会では、市担当が講師として参加し、障がい者への理解を深めることにつなげた。地域自立支援協議会は2回開催したほか、相談支援のあり方検討部会も開催し、市内の実状について情報共有を図った。</p> |
| 成果 | <p>・地域自立支援協議会の中で、個別の支援体制について実例を紹介し、それぞれの立場からの意見を聞き取った。</p> <p>・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについては、鈴鹿亀山圏域で協議の場を設置し、顔の見える関係づくりを進めた。</p> |
| 総合計画推進への寄与度 | <p>障がいのある人の自立生活に向け、障害者総合相談支援センターあいや計画相談支援事業所による相談支援や、就労移行支援事業等の就労に向けた福祉サービスの提供、ハローワークによる就職面接会など就労に向け継続した支援を行った。</p> |



| | |
|--------|---|
| 反省点・課題 | <p>障がい者を取り巻く相談は、個人にとどまらず世帯全体の支援が必要なケースがあることは年々顕著である。総合的・専門的な支援体制の構築に向け、6年度から市職員が担うこととなった基幹相談支援センター機能の強化のほか、7年度からは総合相談支援事業の委託先の変更もありスムーズな移行が求められる。</p> |
|--------|---|



| | |
|--------|--|
| 今後の方向性 | <p>地域における支援者に対する障がい者への理解を深める取組みや、基幹相談支援センター、障がい者総合相談支援センターの効果的な配置となるよう関係者等との連携を進めていく。自立支援については、計画相談事業所職員の協力が不可欠であり、定期的な連絡会等の機会を活用し連携を強化していく。</p> |
|--------|--|

「第2次亀山市障がい者福祉計画」に係る取組実績

(令和6年4月～令和7年3月)

| 基本 目標 | 実施 目標 | 施策 方向 | 取組 番号 | 取組内容 | (参考) 関連する事務事業 | 令和6年度の実績・成果 | 反省点・課題 | 今後の方向性 |
|----------|----------|----------|----------|------|------------------|-------------|--------|--------|
|----------|----------|----------|----------|------|------------------|-------------|--------|--------|

1 地域で安心して暮らせるまちづくり

(1)地域で支え合う共生社会の実現(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P23～30)

①障がいと障がいのある人への理解の促進

| | | | | | |
|---------|--|--|---|--|---|
| (1)-①-1 | 1 福祉意識の向上 障がいのある人が地域で自分らしく生活できるように、イベント等の開催だけでなくさまざまな機会をとらえて啓発活動を行い、共生社会の理念や福祉意識の向上に努めます。 | ・障がい者差別解消支援の取組み(障がい者支援G) ・ヒューマンフェスタin亀山(人権・ダイバーシティG) ・あいあいまつり(福祉総務G) | 12月に第20回ヒューマンフェスタin亀山を開催し「ぼっかぼかの会」や「UD夢ネット亀山」など人権に関わる12の市民活動各団体がブース出展したほか3つの分科会を開催。「誰もが挑戦をあきらめない社会にするために」というテーマで、パラアスリートの保田明日美さんから障がいの有無に関わらず、誰もが自分らしくいくことの重要性について共有できた。あいあい祭りの今後のあり方について、27団体にアンケート調査を実施し「条件とテーマが合致すれば参加する」が8団体であった。 | 参加者とともに意見交流する場を設定することで誰もが自分らしくいることの重要性について共有できた。誰もが前向きに生活できるよう開催形式の工夫を続ける。食品を出店する場合、出店団体ごとに営業許可申請が必要になるほか、栄養士や調理師など食に関する資格がない場合は、食品衛生責任者養成講習を受講することが必要である。 | 参加者が人権が尊重される社会に向けて考えるきっかけとなる機会にできるよう、第21回ヒューマンフェスタin亀山を開催する。「障がい者の人権」をはじめ、さまざまな人権課題について、当事者から思いを聞き、参加者同士が交流する機会を設定する。あいあい祭りの開催については、周年開催とするのか、他の行事と連携開催とするのか、検討をする。 |
| (1)-①-2 | 2 障がい福祉制度の情報提供の充実 制度改革が著しい障がい福祉制度の理解を深めるため、本人、家族、支援者などに適切な情報を提供します。 | ・障がい福祉に係る広報事業(障がい者支援G) | 障害福祉サービス・障害児通所サービスの利用案内を作成して、窓口等で利用を開始する方や利用を検討している方に配布することで、わかりやすい制度の説明や広い周知に努めた。 | 案内配布前に比べ、利用者負担額や利用開始までの流れについて、利用者等の理解が深まった。あらゆるサービスについても説明ができるよう準備が必要である。 | 既に作成しているサービスの案内のほか作成できていないサービスについて、現状にあった内容に修正・加筆していく。 |

②ボランティア活動の推進

| | | | | | |
|---------|---|----------------------|---|---|--|
| (1)-②-1 | 1 ボランティアの育成と活動の支援 ボランティアの育成や、ボランティア団体の活動情報の提供、必要としている人への斡旋など、ボランティア活動の活性化に向け支援します。 | ・ボランティアセンター事業(福祉総務G) | 令和6年度に調整を行い、令和7年4月に亀山市が行う市民活動支援と社会福祉協議会が運用するボランティアセンター業務を集約した「亀山市市民活動・ボランティアセンター(ぶらっと)」を市民協働センター「みらい」に設置した。 | ボランティアセンターへの登録者数が減少している。 | 「ぶらっと」に市民活動支援とボランティアセンター機能を集約することで、活動の活性化や支援の充実に繋げていく。 |
| (1)-②-2 | 2 障がい者団体への支援 障がい者が互いにつながり、支え合いながら、いきいきと自立生活を送っていきけるよう、活動資金の援助やピアカウンセラーの育成など、社会福祉協議会と連携しながら障がい者団体の結束に向けて活動を支援します。 | ・団体活動支援、援助(障がい者支援G) | UDねっと亀山の総会、研修会に参加し当事者や家族の立場や実情等を知るほか、活動団体の相談窓口として関わられるよう周知した。 | 障がい者の状況は多岐にわたり、県身体障害者協会が求めるような、以前のような障がい者協会の再構築は現実的には難しい。 | 当事者、家族や支援者等が有機的につながる仕組みづくりを各団体等との関係作りから始めていく。 |

| 基本目標 | 実施目標 | 施策方向 | 取組番号 | 取組内容 | (参考) 関連する事務事業 | 令和6年度の実績・成果 | 反省点・課題 | 今後の方向性 |
|----------------------------|------|------|---------|--|--|---|--|--|
| | | | (1)-②-3 | 3 地域における見守り・支援体制の構築 支援が必要な障がいのある人への声かけ活動や見守り活動を行うなど、民生委員・児童委員、福祉委員などの地域福祉の担い手による活動を支援し、障がい者等を家族だけでなく、地域全体で支える支援のしくみを構築します。 | <ul style="list-style-type: none"> 見守り活動支援事業（民生委員・児童委員、小地域ネットワーク（福祉委員））（福祉総務G） 地域包括支援事業（認知症サポーター養成講座）、老人クラブ事業助成金（高齢者支援G） 青少年総合支援センター事業（社会教育G） | <ul style="list-style-type: none"> 地域での見守り活動や重層的支援体制整備事業についての講演会を社会福祉大会とシンポジウムで開催した。 青少年総合支援センターには、青色防犯パトロール車による地域見回り・声かけを行う補導員、メンタルケアや自立支援を担う支援員を配置し、寄り添う相談支援の実施に繋がった。 福祉委員などを対象に、認知症サポーター養成講座を21回開催しサポーターを428人養成した。 20の単位老人クラブに対し事業助成金を交付し活動を支援したことで、高齢者が地域においてボランティア活動等の社会貢献活動に積極的に参加する環境づくりを推進した。 | <ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員等が、地域で相談を受け止め、市と社会福祉協議会につなぐことができる体制づくりについて、継続的な周知が必要である。 認知症サポーター養成講座は、広く一般市民にも受講いただくことが求められる。 単位老人クラブは年々組織数が減少しており、地域においてボランティア活動等の社会貢献活動に積極的に参加する環境づくりは、少しずつ困難になってきている。 | <ul style="list-style-type: none"> 地域での見守り活動や重層的支援体制整備事業についての講演会などを社会福祉大会などで開催していく。 地域において認知症の方と関わる可能性の高い福祉委員を対象とした認知症サポーター養成講座を引き続き開催するとともに、一般市民等にも広く受講いただける機会を設ける。 単位老人クラブが減少しないよう可能な支援・助言等を行う。 |
| ③ひきこもり状態にある人への支援の推進 | | | | | | | | |
| | | | (1)-③-1 | 1 精神障がい者等に対する正しい理解の普及・啓発 精神疾患や精神障がいへの偏見や差別をなくすため、精神障がい等に対する正しい理解の普及・啓発に取り組めます。 | 精神障がいに係る周知（障がい者支援G） | 障がい理解に対する啓発のため、神辺小学校での手話体験教室、「二十歳の集い」での啓発物品を配布したほか、合理的配慮の義務化について雇用対策協議会の総会で情報提供した。 | 6年度から事業所に対しても義務化された合理的配慮など生活の中にある身近な課題を窓口や行事、日頃のケースワークなどを通じて今後も啓発する必要がある。 | 6年度から事業所に対しても義務化された合理的配慮など生活の中にある身近な課題を窓口や行事、日頃のケースワークなどを通じて今後も啓発していく。 |
| | | | (1)-③-2 | 2 ひきこもり支援に向けた体制づくり 不登校やひきこもり等に、三重県・関係機関・行政が互いに連携を図り、支援機関につながることで適切な支援が受けられるよう重層的支援体制の強化を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> 民生委員児童委員活動支援事業（福祉総務G） 青少年自立支援事業（社会教育G） | 対面を要しないオンライン居場所の試行運営を行い、令和7年4月からオンライン居場所の本格運用を開始し、あいあいひきこもり相談窓口を設置した。校長会等で、重層的支援体制整備事業について周知する機会をもった。不登校に関する相談窓口を周知するチラシを作成し、各保護者様配付した。令和6年度から総合保健福祉センターの配置とした青少年総合支援センター支援員により、不登校生徒が連続性・一貫性のある支援が受けられるよう、面接相談や電話相談を実施した。 | 義務教育以降の不登校やひきこもりの人への周知に課題がある。重層的支援体制の周知がすすんだものの、支援の必要な世帯に関して校内で支援の必要性や世帯の課題の見立てをすることのできる専門性が必要である。自立支援等については、各関係機関との密接な連携下で支援を進める必要がある。 | オンライン居場所とひきこもり相談窓口の開設を周知する。個別のケースについて適切な支援が届くように、より連携を強化する必要がある。関係機関と連携し、青少年の健全な育成を図っていく。 |

| 基本目標 | 実施目標 | 施策方向 | 取組番号 | 取組内容 | (参考) 関連する事務事業 | 令和6年度の実績・成果 | 反省点・課題 | 今後の方向性 |
|-----------------|------|------|---------|--|--|--|---|---|
| | | | (1)-③-3 | 3 社会参加に向けた支援 身近な地域で創作活動や交流ができる居場所づくりなど、社会参加支援に向けた社会資源の創出に取り組みます。 | ・地域活動支援センター基礎的事業(障がい者支援G) ・青少年自立支援事業(社会教育G) | 亀山市教育支援センターと青少年総合支援センターが連携し、不登校の生徒に卒業後の相談先として青少年総合支援センターを周知した。 青少年総合支援センター支援員により、不登校生徒が連続性・一貫性のある支援が受けられるよう、面接相談や電話相談を実施した。 また、支援員について、重層的な支援体制の構築を図るため、令和6年度から総合保健福祉センターの配置とした。 | 自立支援等については、各関係機関との密接な連携下で支援を進める必要がある。 | 関係機関と連携し、青少年の健全な育成を図っていく。 |
| | | | (1)-③-4 | 4 ひきこもり状態にある人の家族への支援 家族に寄り添った継続的な相談支援を行い、家族同士の交流など家族会の活動が活性化するように家族会等と連携した支援に取り組みます。 | ・青少年自立支援事業(社会教育G) | 亀山市教育支援センターと青少年総合支援センターが連携し、不登校の生徒に卒業後の相談先として青少年総合支援センターを周知した。 青少年総合支援センター支援員により、不登校生徒が連続性・一貫性のある支援が受けられるよう、面接相談や電話相談を実施した。 また、支援員について、重層的な支援体制の構築を図るため、令和6年度から総合保健福祉センターの配置とした。 | 今後も継続する必要がある。 身近な地域での交流できる居場所である青少年総合支援センターの活動周知に引き続き取り組んでいく必要がある。 | 今後も継続して周知する。 青少年総合支援センターと関係機関と連携し、青少年の健全な育成を図っていく。 |
| ④虐待防止の啓発 | | | | | | | | |
| | | | (1)-④-1 | 1 虐待防止に向けた啓発と支援体制 虐待防止に向けた啓発活動を行うとともに、虐待の早期発見や被虐待者の保護を図るため関係機関とのネットワーク強化を図り、適切かつ迅速に対応し、支援を行います。 | ・高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議(障がい者支援G・高齢者支援G) ・相談窓口周知(障がい者支援G) | 障がい者虐待を疑う個別の相談はなかったが、鈴鹿市内の病院での大規模な虐待案件について、入所している市民がいる市町担当者や県担当職員とともに現地調査を行い、市として1件の虐待認定を行った。 | 個別の相談はなく、虐待防止代表者会議の開催には至らなかった。会議のあり方について再検討の余地がある。 | 地域自立支援協議会等でまとめて協議するなど、より合理的かつ効果的な仕組みを考える。 |
| | | | (1)-④-2 | 2 人権意識を高める啓発 一人ひとりが人権意識を高めていくため、互いの違いを認め合い、誰もが自分らしく生きられるよう、ヒューマンフェスタin 亀山等のイベントや街頭啓発など、あらゆる機会や手段を活用し人権啓発に取り組みます。 | ・ヒューマンフェスタin 亀山、街頭啓発、人権擁護委員活動(人権・ダイバーシティG) | 人権擁護委員による人権相談を行うとともに、人権啓発チラシや市広報紙に人権相談についての記事を掲載し、周知を行った。また、6月・12月に人権擁護委員、鈴鹿地域防災事務所職員と連携して、市内各所にて街頭啓発を実施した。 | 引き続き、支援が必要な人の声を受け止めるために、様々な情報媒体を利用し人権相談について周知を行うとともに、あらゆる機会や手段を活用し人権啓発に取り組む必要がある。 | 引き続き、様々な情報媒体を利用し人権相談について周知を行うとともに、あらゆる機会や手段を活用し人権啓発に取り組む。 |
| | | | (1)-④-3 | 3 施設従事者 への意識啓発 施設従事者に障がい者虐待の防止に向けた研修を実施し、虐待防止の意識啓発や施設従事者による障がい者虐待の防止に取り組みます。 | ・障害者総合相談支援事業(研修会実施)(障がい者支援G) | 鈴鹿市内での虐待案件現地調査の中で、何が虐待にあたるのか、など振り返る機会を持ちつつ、聞き取りを行うことで各職員の気づきを促した。 | 虐待に関する意識はどうしても薄れがちになることから定期的な啓発は必要である。 | 機会があるごとに、虐待防止について情報提供し、新しく始まる施設ごとの地域連携推進会議などの出席時にも啓発を行う。 |

| 基本目標 | 実施目標 | 施策方向 | 取組番号 | 取組内容 | (参考) 関連する事務事業 | 令和6年度の実績・成果 | 反省点・課題 | 今後の方向性 |
|---|------|------|------|--|--|---|--|--------|
| (2)相互理解と交流の促進(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P31～36) | | | | | | | | |
| ①障がい者差別解消に向けた取組の推進 | | | | | | | | |
| (2)-①-1 | | | | 1 障がい者差別解消に向けた啓発 障害者差別解消法による不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に向けて、市民の関心と理解を深め、建設的対話を通じた相互理解が促進されるように、障がい者も含め広く周知、啓発を行います。 | ・障がい者差別解消支援の取組み(障がい者支援G) 人権出前講座を、企業・地域・学校・各種団体などを対象に17回実施(のべ参加者767人)した。講座の内容に、障害者差別解消法を含む差別解消三法について概要を説明することで、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について啓発を行った。 | 引き続き、人権出前講座を様々な団体等を対象に行うことにより、障害者差別解消法による不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の理解を得るべく、社会モデルについての啓発を行う必要がある。 | 市民や地域の支援者などのニーズに合った出前講座の内容となるよう、改善を図るとともに、障害者差別解消法による不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮について理解してもらえるよう啓発を行う。 | |
| (2)-①-2 | | | | 2 障がい者差別解消のための体制整備 地域の実情に応じた差別を解消するため、地域自立支援協議会で情報共有や協議を行い障がい者差別解消に向けた取組を進めます。 | ・障害者差別解消支援検討部会(障がい者支援G) 学校教育課主催の亀山市人権教育推進協議会に、障がいのある子どもをもつ親の会の代表者を委員に委嘱し、差別を解消するために情報共有や協議をおこなった。 | 今後も継続する必要がある。 | 今後も継続する。 | |
| (2)-①-3 | | | | 3 職員対応要領の研修 障がい者による差別の解消の推進を図るため、職員に対し、法の趣旨の徹底や障がいに対する理解を深めるために研修を行います。 | ・亀山市職員対応要領に基づく研修、啓発等(人事給与G) 三重県市町総合事務組合の実施する研修に継続して参加するとともに、障害者差別解消法に基づく職員対応要領について新規採用職員に対する研修を実施した。 | 新規採用職員に対する研修の時間が短いことから、研修の時間を確保する必要がある。 | 三重県市町総合事務組合の実施する研修に継続して参加するとともに、障害者差別解消法に基づく職員対応要領について新規採用職員に対する研修を実施する。 | |
| ②スポーツ・文化芸術活動等の推進 | | | | | | | | |
| (2)-②-1 | | | | 1 障がい者のスポーツイベント等への参加の推進 障がい者がスポーツイベント等に参加できるような環境整備に努めるとともに、誰でも気軽に参加でき、交流の場の創出につながるスポーツイベント等を関係団体等と連携して開催します。 | ・障がい者のスポーツ参加の推進(障がい者支援G) 大会の参加支援を行うため、スポーツ競技の全国大会等に出場する人に激励金を支給した。(申請:1件)。 | 全国大会等に出場する人以外の、市内障がい者スポーツ競技者の把握が困難なことから、全体的な要望等がつかみにくい。 | 引き続き障がい者スポーツ競技の全国大会等に出場する人に激励金を支給するとともに、障がいのない人と一緒に参加できるスポーツイベントの開催の支援に努めていく。 | |
| (2)-②-2 | | | | 2 文化芸術活動の参加の推進 障がい者が文化芸術を鑑賞、創造する機会や作品等の成果を発表することができる環境整備に努め、より多くの障がい者の参加を図りながら、心の豊かさや相互理解を深められる機会を提供します。 | ・障害者支援施設を含む各施設への情報発信(市美術展等の市主催事業の募集要綱等の送付等)(文化創造G) ・障害者週間広報(市広報、行政情報番組)を通じた、鑑賞、創作、成果発表の場に係る情報発信(障がい者支援G) 市美術展の募集要綱を、「つくしの家」や「サクラサクラ」などの障害者支援施設を含む26の福祉施設への送付を継続しつつ、市公式ホームページ・フェイスブック・LINEを活用し、より多くの方へ向けた情報発信を行った。 また、かめやま文化年2024事業においても、紙媒体と、市公式ホームページ等のウェブ媒体を活用した情報発信を行った。 | 機会提供のため、今後も積極的に情報発信を行っていく。 | 障害者支援施設を含む各施設への情報発信(市美術展等の市主催事業の募集要綱等の送付等)を継続して行っていくとともに、より多くの方に市が実施する文化芸術関連事業の情報に触れてもらえるよう様々な媒体を活用して情報発信していく。 | |

| 基本目標 | 実施目標 | 施策方向 | 取組番号 | 取組内容 | (参考) 関連する事務事業 | 令和6年度の実績・成果 | 反省点・課題 | 今後の方向性 |
|-----------------|------|------|---------|--|---|--|--|---|
| | | | (2)-②-3 | 3 スポーツ・文化芸術活動等の情報発信 市内外で開催される障がい者のスポーツや文化芸術に関する取組等の情報について、情報収集するとともに、ホームページ等さまざまなツールを活用して情報発信を行います。 | ・障害者週間広報(市広報、行政情報番組)を通じた、鑑賞、創作、成果発表の場に係る情報発信(障がい者支援G) ・わかりやすい情報発信のため、文化芸術に関する情報の一元化等についての検討(文化創造G) | 三重県スポーツ推進委員協議会を通じて、障がい者スポーツ大会の開催について情報収集した。 市美術展においては、市文化会館への募集要項等の設置、過去3年の出品者や福祉施設等への募集要項の送付、広報紙への掲載、ポスターの掲示、市内コミュニティセンター等への案内の送付など、紙媒体での情報発信に加え、市公式ホームページ・フェイスブック・LINEを活用し、より多くの方へ向けた情報発信を行った。 また、かめやま文化年2024事業においても、紙媒体と、市公式ホームページ等のウェブ媒体を活用した情報発信を行った。 | 情報発信をする上で、発信内容について、関連部署間で情報共有が十分できていない。 引き続き、より多くの方に文化芸術に関する情報に触れてもらえるよう、多くの提供媒体を活用していく。 | 三重県スポーツ推進委員協議会を通じて、障がい者スポーツ大会についても情報収集をするとともに、情報内容について関連部署間で情報共有する。 募集要項やチラシ・ポスター等を市の文化芸術活動の拠点である文化会館に設置する等の紙媒体での情報発信や、ホームページやLINE等のウェブ媒体での情報発信など、より多くの方に文化芸術に関する情報に触れてもらえるよう工夫していく。 |
| ③福祉教育の推進 | | | | | | | | |
| | | | (2)-③-1 | 1 子どもへの福祉教育の推進 社会福祉協議会による福祉教育推進事業の活用や市民団体との活動等、地域交流や体験学習などを通して、児童・生徒の障がい・障がい者理解を深めます。 | ・福祉協力校事業、福祉教育推進事業(福祉体験活動)(教育研究G) | 複数の学校で、「総合的な学習の時間」等の学習で、地域の方やゲストティーチャーを招き、福祉体験などを行い、障がいへの理解を深めた。 | 学習内容や学習の機会を設定しても、地域の方やゲストティーチャーを見つけれられないなどの課題がある。 | 継続的にゲストティーチャーとして支援してもらいように、各校研修担当者会等で紹介していく。 |
| | | | (2)-③-2 | 2 生涯学習講座の充実 「学び」を通じて個人や社会が直面する課題を理解し、障がいのある人となない人の交流が深まるよう、さまざまなテーマによる学びの機会を設けます。 | ・公民館講座(福祉講座充実) ・地域の学び推進事業(社会教育G) | 三重県障がい者スポーツ指導員によるニュースポーツ体験など講座を実施し、障がい者に対する理解が深められるような学びの機会を設けた。 | 障がい者に対する理解に対して間接的に関連のあるテーマの講座内容になっているため、各団体や行政関連部署と連携しながら内容を検討する必要がある。 | 今後も各団体や関係課などと講座内容を調整のうえ、障がい者に対する理解及び障がいのある人となない人の交流が深められる学びの機会の創出を図っていく。 |
| | | | (2)-③-3 | 3 交流・体験活動の充実 児童・生徒の発達段階に応じて、特別支援学校や特別支援学級の児童・生徒と交流を図り、子どもたちが思いやりの心、助け合いの心を育みながら成長できるよう、地域と連携した福祉体験活動の機会を設定します。 | ・特別支援学級の作品展(教育研究G) | 特別支援学校と地域の学校が学校間交流を行い、特別支援学校の児童生徒が地域の学校で共同学習を行った。 特別支援教育振興会の主催で特別支援学級の児童生徒が作成した作品を公開した。 | 特別支援学校との交流・共同学習は、特別支援学校からの依頼に応じて、今後も進めていく必要がある。また、交流・共同学習をより一層すすめることができるよう、学校や市教育委員会の体制を整備する必要がある。 | 特別支援学校、三重県教育委員会と連携し、交流・共同学習をより一層進めることのできる体制を整備する。 |

| 基本目標 | 実施目標 | 施策方向 | 取組番号 | 取組内容 | (参考) 関連する事務事業 | 令和6年度の実績・成果 | 反省点・課題 | 今後の方向性 |
|------|------|------|------|------|------------------|-------------|--------|--------|
|------|------|------|------|------|------------------|-------------|--------|--------|

2 多様性を尊重し、つながり合う環境づくり

(1)包括的相談支援体制の構築(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P37~44)

①早期発見・早期治療の推進

| | | | | | |
|---------|---|------------------------|--|--|--|
| (1)-①-1 | <p>1 乳幼児健診等のフォロー体制の充実 健康診査等の未受診者や居住実態が把握できない家庭などについては、その実態把握に努めるとともに、支援が必要な子どもや保護者には、関係部署と連携したフォローを行います。</p> | <p>・乳幼児健康診査(母子保健G)</p> | <p>・乳幼児健康診査の未受診者について積極的に電話や家庭訪問を行い実態把握を行った。また、支援が必要な乳幼児とその保護者に関して、関係部署と連携し、フォローを行った。</p> | <p>母子手帳発行時や各種教室等で乳幼児健診について周知し、受診時期に案内を送付している。しかし、少数ではあるが未受診者がいることが課題である。</p> | <p>引き続き、未受診のケースの実態把握に努め、受診勧奨を行うとともに、支援の介入が必要な家庭には関係部署(機関)と連携し、フォローを行っていく。</p> |
| (1)-①-2 | <p>2 発達が気になる子どもの支援体制の強化 きめ細やかな子どもの観察・相談・支援体制の確立や家庭、地域と連携した取組を推進し、子どもの悩み、思春期の課題、障がいなど、関係各室・機関が互いに連携を図りながら対応できる支援体制の強化を図ります。</p> | <p>・療育相談事業</p> | <p>相談者のニーズに対応できるよう、心理・教育・保育等の専門スタッフが相談を受け、保健・福祉・医療・教育等の関係機関と連携し必要な支援を行った。</p> | <p>相談者のニーズに対応できる体制のさらなる充実を図る。</p> | <p>相談者のニーズを的確に捉え、発達に配慮が必要な児童の早期発見・支援と児童虐待の未然防止の対応を継続して行うとともに、きめ細やかな対応ができるよう、児童発達支援センター等関係機関との連携を密に行い、支援体制の強化に取り組む。</p> |

②総合相談窓口の設置

| | | | | | |
|---------|---|---|--|---|---|
| (1)-②-1 | <p>1 総合相談窓口の設置 障がい者、高齢者、児童、生活困窮者などの垣根を越えて、あらゆる相談を受けられる総合相談窓口が保有すべき機能の協議を重ねながら、総合相談窓口の設置・運営を進めます。</p> | <p>・総合保健福祉センターの機能見直し(福祉総務G)</p> <p>・地域における居場所づくりに関する検討(福祉総務G)</p> <p>・相談支援のあり方検討(障がい者支援G)</p> | <p>あいあいひきこもり相談窓口を設置した。</p> <p>高齢者の総合的な相談窓口である、2つの地域型地域包括支援センターと1つの基幹型地域包括支援センターについて、地域住民への周知啓発を行った。また、高齢者相談にとどまらないケースについては、CSWIにつなぐなどの対応を図った。</p> <p>障がい者総合相談支援センターあいを担う鈴鹿市の3法人から7年度からの事業受託が難しい旨の申し出があり、市内に相談支援事業所を構える法人に委託できるよう協議し移行した。</p> | <p>義務教育以降の不登校やひきこもりの人への周知に課題がある。</p> <p>鈴鹿亀山地区広域連合が令和4年度に実施したニーズ調査では、地域包括支援センターの認知度は60.3%であり、さらなる周知啓発を図る必要がある。</p> <p>前任者との関係が深い方については特に丁寧な引継ぎを心掛けたが、本来の業務を超える個別支援も一部あり、スムーズな移行につながらない事案もあった。</p> | <p>ひきこもり相談窓口の開設を周知する。</p> <p>地域包括支援センターのさらなる周知啓発を図ることで、様々なケースが相談につながり、必要な支援(CSW等)につなげていく。</p> <p>現担当者や支援者等との定期的な協議を繰り返し行い、お互いの役割を整理、また市民に対しても徐々に説明、窓口の啓発を行っていく。</p> |
|---------|---|---|--|---|---|

| 基本 目標 | 実施 目標 | 施策 方向 | 取組 番号 | 取組内容 | (参考) 関連する事務事業 | 令和6年度の実績・成果 | 反省点・課題 | 今後の方向性 |
|-----------------------------------|----------|----------|----------|--|---|---|--|--|
| | | | (1)-②-2 | 2 障がい福祉サービス等の情報提供の充実 障がい福祉サービス等に関する情報を一元化するとともに、「ここに行けば分かる」等、分かりやすい提供方法を確立します。 | ・HP、広報等による障がい福祉サービス等に関する情報提供 ・相談支援のあり方検討(障がい者支援G) | 障害福祉サービスの利用案内を作成して、窓口等で利用を開始する方や利用を検討している方に配布した。利用者の方からは、口頭だけの説明と比較してわかりやすくなったと好評を得た。 | 利用案内の内容が多すぎるとわかりにくくなるが、少なすぎると情報が足りなくなるので、ちょうどよい量と内容を検討したが、今後も利用者の意見を取り入れ調整していく必要がある。 | 制度の改正や社会状況に合わせ、内容を修正・改編していく。 |
| | | | (1)-②-3 | 3 コーディネート機能を備えた相談支援体制の整備 障害者総合相談支援センターあいを中心に地域の社会資源をつなぎ、必要なサービスをコーディネートする機能を備えた相談支援体制を強化します。 | 相談支援のあり方検討(基幹支援相談のコーディネート機能等)(障がい者支援G) | 7年1月に開催し、総合相談支援事業所あいの現状と今後について協議をした。相談窓口として広く対応いただけるような仕組みに変えていくことで賛同を得た。 | 専門性は保ちつつ、引きこもりなどを含めて障がい者であるかに関わらない相談対応にも期待が寄せられた。 | まずは相談を受けることを役割とし、必要な支援者につながるよう情報共有を図るなど、それぞれの役割を整理し共有していく必要がある。 |
| ③精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 | | | | | | | | |
| | | | (1)-③-1 | 1 地域生活を支援するため関係機関の連携強化 精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう協議の場を継続し、保健・医療・福祉関係者や関係機関との連携を強化します。 | ・障害者総合相談支援事業(精神保健担当者連絡会) ・鈴鹿地域精神保健福祉連絡会等を活用したネットワーク構築(障がい者支援G) ・地域包括ケアシステムの強化(高齢者支援G) | 地域包括支援センターの周知啓発、地域ケア会議や在宅医療連携推進協議会での協議・検討、生活支援コーディネーターの設置及び活動、介護予防教室などの実施、サロン活動支援、シルバー人材センターの支援等、様々な取組を行い、地域包括ケアシステムの強化を図った。 年6回の精神保健担当者連絡会に出席し、現状の共有等を行った。いわゆる「にも包括」については今後の方向性を探っている段階である。 | 2025年に団塊の世代が75歳以上になる2025問題や8050問題等、高齢化に伴い問題が多様化、複雑化するなかで、更なる地域包括ケアシステムの推進について取り組んでいく必要がある。 | 地域ケア会議などで、事例や地域の課題を検討し、解決を図ることで、地域包括ケアシステムの深化を図っていく。また、同圏域の鈴鹿市とも協議をしながら亀山市なりの仕組みを構築していく。 |
| | | | (1)-③-2 | 2 多様な精神疾患等に対応する支援体制の構築 認知症、統合失調症などの多様な精神疾患等に対応できるよう、医療関係者等と連携した支援体制を構築します。 | ・障害者総合相談支援事業(精神保健担当者連絡会) ・鈴鹿地域精神保健福祉連絡会等を活用したネットワーク構築 | ・福祉委員などを対象に、認知症サポーター養成講座を21回開催し、認知症サポーターを428人養成した。 ・認知症等高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括支援センター等の相談窓口の周知や見守りシール事業等について周知した。 年6回の精神保健担当者連絡会に出席し、現状の共有等を行いながら顔の見える関係を作った。 | ・認知症サポーター養成講座は、身近に認知症の親族等がない人などにも広く受講いただくことが望ましいことから、福祉委員などの特定の方たちだけではなく、広く一般市民にも受講いただくことが求められる。 ・認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制の充実が進められていることについて、更なる周知が必要である。 | ・地域において認知症の方と関わる可能性の高い福祉委員を対象とした認知症サポーター養成講座を引き続き開催するとともに、一般市民等にも広く受講いただける機会を設ける。 ・認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制の充実(見守りシール事業等)について、更なる周知が必要である。 あい担当者の変更により精神保健分野への対応がより可能となった。医師をはじめとする支援者等との連携をさらに図っていく。 |

| 基本 目標 | 実施 目標 | 施策 方向 | 取組 番号 | 取組内容 | (参考) 関連する事務事業 | 令和6年度の実績・成果 | 反省点・課題 | 今後の方向性 |
|---|----------|----------|----------|---|----------------------------|--|--|---|
| ④障がいのある人の家族支援 | | | | | | | | |
| | | | (1)-④-1 | 1 家族の負担軽減 支援制度や障がい福祉サービスなどの情報提供を行うなど、障がいのある人を持つ家族が直面するさまざまな負担の軽減に努め、障がいのある人本人だけではなく、家族も孤立しないように支援します。 | ・障がい者児の家族を支援する制度の周知 | 相談部会等で計画相談と情報交換し、レスパイトサービスの周知を進めた。 | ショートステイや日中一時だけでなく、家族の負担軽減に資する制度を状況に応じて提案することが必要である。 | 総合相談支援センターあいとも連携し、当事者に負担軽減に資する制度を提案するとともに、日頃から制度や相談窓口を周知していく。 |
| | | | (1)-④-2 | 2 家族のレスパイト支援 障害のある人を介護している家族の休息やリフレッシュを目的とした日中一時支援や短期入所のサービス利用を促進します。 | | 相談部会等で計画相談と情報交換し、レスパイトサービスの周知を進めた。 | レスパイトについては、着手するタイミングが難しいため、普段からも様々な方法で周知することが望ましいが、広報・HPなどでの周知ができていない。 | 広報やHPで、総合相談支援センターあいの窓口や障がい福祉サービスの周知を行う。 |
| (2)障がい児支援体制の確保(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P45～52) | | | | | | | | |
| ①療育体制の充実 | | | | | | | | |
| | | | (2)-①-1 | 1 相談・支援体制の充実 就学前のすべての障がい児や発達等に配慮が必要な子どもを支援するため、個別・集団による療育相談事業や保育所・幼稚園等と連携し行う巡回相談、CLMのしくみを活用し充実を図ります。 | ・療育相談事業 ・児童発達支援センター設置検討 | 一人ひとりの特性や発達段階に合わせた目標や内容を検討した集団療育相談を、18回実人数13人に行った。保育士及び教職員への支援として巡回相談を行い、子どもへの関わり方等について具体的なアドバイスを行うなど、園における指導力の向上を図った。みえ発達障がい支援システムアドバイザー2名を配置し、CLM方式を活用した保育士対象の研修を行い、発達支援に関する専門性の向上に努めるとともに、発達等に配慮が必要な子どもを持つ保護者対象の研修等を実施し、人材育成や保護者支援に努めた。 | 就学前のすべての障がい児や発達等に配慮が必要な子どもを支援するため、相談・支援体制のさらなる充実を図る必要がある。 | ・集団での適応や個別のニーズに対応できるよう、子どもとその家族を対象とした相談事業を行う。 ・保育所、幼稚園等と連携し巡回相談を行うことで、発達等に配慮が必要な子どもへの支援の充実を図る。 ・CLM方式を活用し、子どもに対する支援を実施するとともに、保育士対象の研修を行い、発達支援に関する専門性の向上に努めるとともに、発達等に配慮が必要な子どもを持つ保護者を対象とした研修も実施する。 |
| | | | (2)-①-2 | 2 児童発達支援機能の強化 現在の療育相談事業の機能強化を段階的に図るとともに、児童発達支援センターの機能確保に向けた取組を進めます。 | ・療育相談事業 ・児童発達支援センター設置検討 | ・R7年度に民間の児童発達支援センターが市内に開設することを受け、公民連携の在り方について検討を重ね、公民連携による面的整備型児童発達支援体制を整備した。 ・発達支援体制の機能確保のため、児童発達支援管理責任者及び計画相談員の配置を継続している。 | 地域全体で、児童発達支援体制に求められる中核機能を提供できるよう、関係機関との連携を強化していく必要がある。 | これまで培ってきた発達支援体制を活かし、こども家庭センターが中心となり、新たに開設される児童発達支援センターをはじめ地域の児童発達支援事業所等とともに、児童発達支援連絡会議(仮称)を設置し、情報交換や地域課題を話し合い連携を強化していく。 |

| 基本目標 | 実施目標 | 施策方向 | 取組番号 | 取組内容 | (参考) 関連する事務事業 | 令和6年度の実績・成果 | 反省点・課題 | 今後の方向性 |
|----------------------|------|------|---------|--|---|--|--|--|
| | | | (2)-①-3 | 3 切れ目のない支援体制づくり 障がい児や発達等に配慮等が必要な子どものライフステージに応じた切れ目のない支援を提供できるよう、保健・医療・障がい福祉・教育などの関係部署と関係機関との連携の強化を進めます。 | | 「にじいろノート」を学校で活用するよう、校長会等で周知した。 市内の保育園、幼稚園、認定保育園と小中学校に依頼し、保幼認から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校に支援の引継ぎができるようにした。 心理・教育・保育等の専門スタッフが相談を受け、保健・福祉・医療・教育等の関係機関と連携し対応することで、子どもが所属する園や学校、家庭や地域で健やかに成長していけるよう支援を行った。(相談件数:552件) | 保幼認から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校に切れ目のない支援が引継がれるよう、さらに連携を深める必要がある。 障がい児や発達等に配慮等が必要な子どものライフステージに応じた切れ目のない支援を継続する必要がある。 | 保幼認から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校に切れ目のない支援が引継がれるよう支援体制の強化を図る。 ・相談者のニーズを的確に捉え、早期支援と児童虐待の未然防止の対応を継続して行っていく。また、きめ細やかな対応ができるよう、こども家庭センターを中心に関係機関との連携を密にし、支援体制の強化を図る。 ・園長会議等を通じて、関連部署からの情報提供を行い、発達等に配慮が必要な子どもの支援が図れるよう連携を図っていく。 |
| ②医療的ケア児の支援の充実 | | | | | | | | |
| | | | (2)-②-1 | 1 医療的ケア児等の資源の拡充 地域自立支援協議会等で医療的ケア児等の課題やニーズを協議し、医療的ケア児等が安心して利用できる障がい福祉サービス事業所等を拡充するよう取り組みます。 | ・【新】小児在宅連携会議 ・にじいろネット5市連携研究会開催(障がい者支援G) ・医療的ケア児の日中一時支援事業提供加算制度(障がい者支援G) | にじいろネット5市連携研究会に参加し、三重県における医療的ケア児政策や医療的ケア児をとりまく状況について情報共有を行った。 | 亀山市における医療的ケア児をとりまく状況としては、看護師の不足が挙げられ、学校現場・障害福祉事業現場双方の課題である。 | 看護師の不足も含め、課題をにじいろネット5市連携研究会等で共有していく。 |
| | | | (2)-②-2 | 2 医療的ケア児等への支援体制の充実 医療的ケア児等の支援を行うため、関係部署及び関係機関が情報共有し、「にじいろネット」を中心とした地域の多職種の関係機関との連携強化を進め、支援者からの相談に応じるスーパーバイズ機能の活用を図りながら支援体制の充実に取り組みます。 | ・にじいろネット5市連携研究会開催(障がい者支援G) ・にじいろネットへの参加(母子保険G、子育てサポートG、子ども支援G) | 放課後児童クラブにおいて障がい児を受け入れるにあたり、支援員等を配置(加配)した際の運営費を補助した。 | 障がい児を受け入れる放課後児童クラブに対しては、継続的な支援を行う必要がある。 | 引き続き、放課後児童クラブについては、障がい児を受け入れる場合の運営費への加算について、国の基準の改正状況を基に、検討していく。 |
| | | | (2)-②-3 | 3 医療的ケア児等の保育所・幼稚園・認定こども園への受入体制の充実 「医療的ケア児の入園までの手続マニュアル」及び「医療的ケア実施ガイドライン」を活用し、関係機関との情報共有を図りながら、医療的ケア児の円滑な受入れと適切なケアが継続して実施できる体制づくりに努めます。 | ・医療的ケア児関係者会議の開催(子育てサポートG) ・障がい児支援事業(子ども総務G) | 医療的ケア児や発達等に配慮が必要な子どものケアが継続できるよう人材を確保した。 保育所等において、医療的ケア児及び障がい児を受け入れるための環境整備に係る財源を確保した。 | 新たな受け入れに対する人員確保が課題となる。 医療的ケア児及び障がい児を受け入れる保育所等については、必要に応じて環境整備等を行う必要がある。 | 医療的ケア児をサポートする看護師の確保が難しくなっており、新たな人材確保策の検討を行い、安定した受け入れ態勢の確保を図る必要がある。 引き続き、医療的ケア児及び障がい児を受け入れる保育所等について、必要な環境整備やその支援を行っていく。 |

| 基本 目標 | 実施 目標 | 施策 方向 | 取組 番号 | 取組内容 | (参考) 関連する事務事業 | 令和6年度の実績・成果 | 反省点・課題 | 今後の方向性 | |
|----------|----------|----------|-------------------------|--|------------------|--|--|--|--|
| | | | (2)-②-4 | 4 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 医療的ケア児等とその家族に必要な支援について、多職種が協働できるよう支援の連携調整を図り、成長過程に応じた支援がスムーズにつながるよう、地域の計画相談事業所等におけるコーディネーターの配置を促進します。 | | 令和6年度では、亀山市内事業所において新たに1名が医療的ケア児コーディネーター研修を修了され、合計3名となった。 | コーディネーターの人数は、未だ十分ではなく、新たなコーディネーターが必要とされている。 | 計画相談等に対して、相談部会などでコーディネーターの資格取得等を促していく。 | |
| | | | ③子育てを支援する受入体制の整備 | | | | | | |
| | | | (2)-③-1 | 1 障がい児の受入体制の充実 一人ひとりの子どもが、その能力や特性に応じた適切な保育・教育が受けられるよう、障がい児保育・特別支援教育の充実に取り組むとともに、小学校における放課後の遊びや生活の場を確保するため、放課後等デイサービスや放課後児童クラブの受入れ体制の充実を図ります。 | | 放課後児童クラブにおいて障がい児を受け入れるにあたり、支援員等を配置(加配)した際の運営費を補助した。 | 障がい児を受け入れる放課後児童クラブに対しては、継続的な支援を行う必要がある。 | 引き続き、放課後児童クラブについては、障がい児を受け入れる場合の運営費への加算について、国の基準の改正状況を基に、検討していく。 | |
| | | | (2)-③-2 | 2 障がい児の成長支援 すべての子どもが、障がいの有無に関わらず充実した保育所・幼稚園生活を送ることができるよう、保健・福祉・教育・医療が連携した支援を行います。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・切れ目のない支援体制の実現のため、「にじいろのーと」の作成・活用を進め、各関係機関との連携を図った。 ・みえ発達障がい支援システムアドバイザーを中心とし、市内公立全園でCLM方式を活用した支援を実施し、保育士や教職員のスキルアップに努めた。 ・KUKSプログラムの活用9人。 ・保育士及び教職員への支援として巡回相談を行い、子どもへの関わり方等について具体的なアドバイスを行うなど、園等における指導力の向上に努めるとともに、関連部署との連携を密にした。 | 関係機関との連携を強化することが求められる。障がいを持つ子どもを介助する加配職員の保育等のスキルアップが図れるよう、研修内容や機会等の充実が必要である。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、「にじいろのーと」の作成や活用を進める。 ・CLM方式を活用した支援を市内公立全園にて実施できるよう、みえ発達障がい支援システムアドバイザーを継続的に育成する。 ・子どもの困り感に応じて、KUKSプログラムを活用する。 ・保育所・幼稚園等の生活を通して、充実した保育が受けられるよう、発達等に配慮が必要な子どもへの支援体制の強化を図っていく。 | |

| 基本 目標 | 実施 目標 | 施策 方向 | 取組 番号 | 取組内容 | (参考) 関連する事務事業 | 令和6年度の実績・成果 | 反省点・課題 | 今後の方向性 |
|-------------------|----------|----------|----------|--|--|---|---|---|
| ④特別支援教育の充実 | | | | | | | | |
| | | | (3)-④-1 | 1 特別支援教育の充実 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」に基づき、子どもの個々の課題解決に向け適切な支援を行うため、保育所・幼稚園等への巡回相談、学校内の特別支援教育校内委員会における事例検討会などの充実を図るとともに、関係機関との連携・強化に努めます。 | ・特別支援教育推進事業(教育研究G) | ・特別な支援を必要とする児童・生徒について、「個別の教育支援計画や個別の指導計画」の作成を行った。また、関係機関と連携し支援につなげることができた。 | 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校へと、支援情報を確実に引継いでいくことが求められている。 | ・引き続き、特別支援学級や通級指導を受ける児童・生徒について、「個別の教育支援計画や個別の指導計画」を全員作成し、進級・進学期に必要な支援情報を引き継ぐよう取り組む。 |
| | | | (3)-④-2 | 2 インクルーシブ教育の推進 すべての子どもが、障がいの有無にかかわらず、可能な限り同じ場でともに学ぶことができるよう、インクルーシブ教育システムの構築(支援体制の充実)をさらに進めるとともに、障がい理解のための教育や啓発に取り組めます。 | ・個の学び支援事業 ・特別支援教育推進事業(教育研究G) ・都市公園へのインクルーシブ遊具導入に係る懇談会のコーディネート(障がい者支援G) | ・特別支援教育に係る教員の専門性の向上を図るための研修会を行った。 | 全ての教職員がインクルーシブ教育の考え方を理解し、支援につなげる必要がある。 | 引き続き、教員の専門性を高める研修会を開催する。また、経験年数の浅い教職員や保護者等への理解を進める。 |
| | | | (3)-④-3 | 3 進路選択と自立の支援 一人ひとりの子どもの能力や適性に応じた進路の選択や就労に関して、にじいろのひとの活用を図り、受入先の確保と定着に向け関係機関と連携した支援を行います。 | ・「にじいろのひと」を活用した関係機関との連携(子ども支援G) ・青少年自立支援事業(社会教育G) | ・切れ目のない支援体制の実現のため、「にじいろのひと」の作成・活用を進め、各関係機関との連携を図った。 青少年総合支援センター支援員により、不登校生徒が連続性・一貫性のある支援が受けられるよう、面接相談や電話相談を実施した。 また、支援員について、重層的な支援体制の構築を図るため、令和6年度から総合保健福祉センターの配置とした。 | 関係機関との連携を強化することが求められる。 自立支援等については、各関係機関との密接な連携下で支援を進める必要がある。 | ・引き続き、「にじいろのひと」の作成や活用を進めるとともに、卒業後の進路先等との連携を図り、支援を引き継いでいく。関係機関と連携し、青少年の健全な育成を図っていく。 |

| 基本目標 | 実施目標 | 施策方向 | 取組番号 | 取組内容 | (参考) 関連する事務事業 | 令和6年度の実績・成果 | 反省点・課題 | 今後の方向性 |
|------|------|------|------|------|------------------|-------------|--------|--------|
|------|------|------|------|------|------------------|-------------|--------|--------|

3 自立した生活のできる体制づくり

(1)雇用・就業機会の確保と拡大(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P53～60)

①就労準備支援の充実

| | | | | | |
|---------|---|---|--|---|---|
| (1)-①-1 | 1 職場実習事業の活用促進 就労の促進や市職員の障がい者に対する理解の促進を図るため、市の施設において障がい者職場実習事業を行います。 | ・職場実習事業(障がい者支援G) | 就労継続支援事業所が増えたこともあり、働く機会が比較的確保されるようになってきている。市施設での実習生受入れの機会が作れず成果には至らなかった。 | 適正な財政支出の観点から、より実効的な予算執行となるよう、制度のあり方を考える必要がある | より効果的に働く場を提供できるよう実習施設、就労継続支援事業所、ハローワーク、障がい者就業・生活支援センターとの連携を進めていく。 |
| (1)-①-2 | 2 ハローワーク等との連携による就労の促進 ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携し、就労に関する情報を提供するとともに、労働者や事業者からの労働に関する相談窓口の周知・拡大に取り組みます。 | ・障害者就業・生活支援センター(国・県事業)等との連携による就労支援(障がい者支援G) | ・総合相談支援センターあいにおいて、就労に関する内容として年間59件の支援を行った。また、相談者の状況に合わせて、必要に応じ、ハローワークへの同行支援や障がい者就業・生活支援センターにつなぐなど、一般就労に繋がるように継続的な支援を行った。 ・事業者に対しては、亀山市雇用対策協議会等へ相談窓口の周知を行った。 | ・事業主や障がいのある労働者への効果的な支援には、就労移行支援事業所等や障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等のさらなる連携が必要である。 | ・障がい者の就労定着に向けて、障害者就業・生活支援センター、ハローワークなどと連携し、事業所が抱える悩みや課題の解決に関する支援に努める。 |
| (1)-①-3 | 3 一般企業への啓発や制度説明 障がい者雇用に取り組むにあたって、一般企業・事業者が知っておくべき合理的配慮や各種支援制度、支援機関等について情報提供・啓発を行います。 | ・障がい者差別解消支援検討部会における協議等(障がい者支援G) | ・事業者に対しては、関係機関と連携して本庁の2階窓口にてリーフレットを配架することで周知を行うとともに、亀山市雇用対策協議会等において、事業所における障がいのある方の雇用及び合理的配慮の資料を配付し、障がい者雇用の理解促進に努めた。 | ・関係機関及び各種団体等と連携し、様々な機会をとらえて、障がい者雇用の理解促進啓発に取り組んでいく必要がある。また、障がい者の就労定着に向けて、障害者就業・生活支援センター、ハローワークなどと連携し、事業所が抱える悩みや課題の解決に関する支援に努める必要がある。 | ・今後も継続して、企業が知っておくべき合理的配慮や各種支援制度について、関係機関及び各種団体等と連携し、様々な機会をとらえて、障がい者雇用の理解促進啓発に取り組んでいく。 |

②雇用の場の確保

| | | | | | |
|---------|--|----------------------|--|--|--|
| (1)-②-1 | 1 障がい者就労施設等への支援 就労移行支援事業所や就労継続支援事業所などが仕事を確保できるよう、優先的に当該事業所から物品等を調達するなど、安定した事業所の運営に向けた支援を行います。 | ・障害者優先調達推進法による物品等の調達 | 障害者就労施設等から優先的に物品調達を行うことを庁内に呼びかけ、推進した。 | 新たな調達先を増やすことはできなかった。 | 庁内での物品の調達について、部署ごとに差があるので、庶務担当の意識によって左右されると見受けられる。庁内への制度の周知方法を検討したい。 |
| (1)-②-2 | 2 企業における障がい者雇用の促進 企業の障がい者雇用に関する啓発を推進するとともに、企業のニーズの把握に努め、企業と障がい者のマッチングの場を設けるなど、特例子会社等も含めた障がい者の就労の促進を図ります。 | | ・事業者に対しては、関係機関と連携して本庁の2階窓口にてリーフレットを配架することで周知を行うとともに、亀山市雇用対策協議会等において、事業所における障がいのある方の雇用及び支援策の資料を配付し、障がい者雇用の理解促進に努めた。 | ・一般就労に移行・定着できるには、職場での障がい者の理解が進むことが必要である。 | ・障害者雇用のための事業主支援について、雇用対策協議会等を通じて市内企業への周知を図る。 ・ハローワークや福祉部署と連携し、企業と障がい者のマッチングに結びつける場を設ける。 |

| 基本目標 | 実施目標 | 施策方向 | 取組番号 | 取組内容 | (参考) 関連する事務事業 | 令和6年度の実績・成果 | 反省点・課題 | 今後の方向性 |
|--------------------|------|------|---------|---|---|--|---|--|
| | | | (1)-②-3 | 3 社会的事業所への支援 一般企業での就労が困難な障がい者が、障がい配慮した環境で障がいがあっても継続して働ける社会的事業所の創業を支援し、多様な職場形態の構築を進めます。 | ・社会的事業所創業支援事業 | 新たな参入事業者はないものの、既存の事業者への調達を推進した。 | 部署、庶務担当の意識による差異は避けられない現状にある。定期的な調達先の見直しや整理をしていく必要がある。 | 庁内への制度の周知方法を検討したい。 |
| | | | (1)-②-4 | 4 農福連携による新たな雇用機会の創出 農業分野において、障がい者が生きがいを持って働くことができる「農福連携」等を進めるため、農業・福祉分野の関係部署が連携しながら、新たな雇用機会の場づくりを促進します。 | ・【新】農福連携の取組 ・農山漁村振興交付金(農福連携事業) (例:福祉農園等整備支援事業、農福連携支援事業)(農林政策G) | 東海農政局の事業説明会等に参加し情報の収集を行ったり、一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会と情報共有を図った。また、鈴鹿市で農福連携植物工場を運営している株式会社日商Nissy-Farmの視察を行った。 | 情報収集や農業経営を行う福祉事業所の掘り起こしを行う必要がある。また、市内で農福連携を行う福祉事業所にどのような支援が行えるのか検討する。 | 積極的に情報収集を行う。さらに、障がい者支援担当課と連携を行い農業経営を検討している福祉事業所の掘り起こしを図る。 |
| | | | (1)-②-5 | 5 市職員の障がい者雇用 市における障がい者雇用は、障害者雇用促進法に基づき、採用試験時に障がい者枠を設けるなど計画的な採用を進めます。 | ・亀山市職員障がい者活躍推進計画(人事給与G) | ・法定雇用障害者数を達成するため、計画的に採用を実施した。 | ・障がい者の諸事情により、急に退職される可能性があることから、継続的な雇用と働き続けることができる環境整備が必要である。 | ・亀山市職員障がい者活躍推進計画に基づき、障がい者が働き続けることができる環境整備に努める。 ・令和8年7月1日から3%と引き上げとなることから、引き続き計画的に採用に取り組む。 |
| ③就労定着に向けた支援 | | | | | | | | |
| | | | (1)-③-1 | 1 就労定着のための訪問・面談等の支援の充実 就労に伴う生活面の課題に対応するため、障がい者やその家族、事業所と連絡調整等を行う就労定着支援サービス 事業所の参入を促すとともに、就労定着支援サービスを活用し障がい者が仕事を継続できるよう支援します。 | ・障害者自立支援給付事業 | 障害者就業・生活支援センターとより連携を図り就労の定着をの支援に努めた。一般就労後、継続できなかった方について、就労継続A型や就労移行支援の再利用を進め、再チャレンジを支援した。 | 令和6年度は就労定着支援の利用が0件であった。 | 引き続き、障害者就業・生活支援センターと連携を図り、支援を行い、就労定着支援の利用の促進も進めていく。 |
| | | | (1)-③-2 | 2 就労に関する情報提供・相談体制の充実 障がい者の就労定着に向けて、障害者就業・生活支援センター、ハローワークなどと連携し、企業における「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」開催の促進や障がい者、事業者に対する適切な情報提供を行うとともに、相談体制の充実に取り組みます。 | ・障害者総合相談支援事業(就労支援)、 ・障害者就業・生活支援センター(国・県事業)等との連携による就労支援(障がい者支援G) ・精神・発達障害者しごとサポーター養成講座(厚生労働省)の活用 | 利用者のニーズや特性や能力に応じ、必要な機関への連携を行った。具体的には、一般就労については障害者就業・生活支援センターと連携し、福祉就労については、就労継続支援A型およびハローワークと連携し、支援を行った。 | 障害者と雇用する事業者を直接マッチングさせるような機会は作れなかった。 | 障害者就職説明会のような就職希望者と雇用者をつなぐ催し等を開催していきたい。 |

| 基本 目標 | 実施 目標 | 施策 方向 | 取組 番号 | 取組内容 | (参考) 関連する事務事業 | 令和6年度の実績・成果 | 反省点・課題 | 今後の方向性 |
|--|----------|----------|----------|---|---|---|---|---|
| (2) 自立生活のための環境整備(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P61～68) | | | | | | | | |
| ① 障がい福祉サービスの充実 | | | | | | | | |
| | | | (2)-①-1 | 1 自立を支えるサービスの充実 障がい者のニーズを把握し、限りある財源の中で生活を支援する 新たなサービスの検討を行い、既存のサービスを見直しつつ、障がい者の自立に向けたサービスの充実を図ります。 | ・地域生活支援事業 ・障がい福祉サービス施設物価高騰対策事業による安定的・継続的な障がい福祉サービス提供の確保(障がい者支援G) | 現在の障害福祉サービス・亀山市独自の制度等、既存のサービスの見直しや新たなサービス創設の検討を行った。 | 具体的な制度構築等の着手はできなかった。 | 既存のサービスの見直しや 新たなサービス創設の検討を進め、施策を実際にすすめていく。 |
| | | | (2)-①-2 | 2 情報提供・コミュニケーション支援の充実 DX(デジタルトランスフォーメーション)による社会変革等を踏まえ、障がい者一人ひとりに応じた多様な手段(聴覚障がい者向けのメール配信サービス等)による情報提供を行うとともに、手話通訳等、より円滑なコミュニケーション支援の充実を図ります。 | ・コミュニケーション支援事業(障がい者支援G) ・障がい者差別解消支援検討部会での議論 | 窓口へ遠隔手話通訳タブレット端末を設置したほか、設置手話通訳者等により、ZTVでの情報提供を行った。 | 庁内での利用を更に促進する必要がある。 | DXの観点で、より便利で効率的・合理的な方法等があるか、費用対効果も含め検討する。 |
| | | | (2)-①-3 | 3 難病のある人への支援の充実 地域で安心して暮らせるよう補装具や日常生活用具の給付のほか、障がい福祉サービスの利用方法に関する 情報提供に努めるとともに、難病のある人やその家族の日常生活における相談を必要に応じて 県難病相談支援センターにつなげ適切な支援の提供を図ります。 | | 鈴鹿保健所が作成している難病患者のための地域資源情報等を活用し、難病患者の問い合わせ等について、説明や他機関への案内を行った。 | 難病についての知識・ノウハウは十分ではなく、都度三重県等に確認し対応している。 | 難病に関わる制度は変化・変更があるため、都度整理していく必要がある。 |
| | | | (2)-①-4 | 4 居住環境の整備 グループホームや短期入所施設などの基盤整備を促進するとともに、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後への備えや、入所施設・病院からの地域移行を進めるため、緊急時の受け入れや、グループホーム・一人暮らし等の体験ができる機能を備えた地域生活支援拠点の整備に取り組めます。 | ・【新】地域生活支援拠点整備事業(障がい者支援G) | 現在の障害福祉サービスの改正をふまえ、地域生活支援拠点整備の検討を行った。 | ・調査結果に基づいた地域生活拠点等の整備が進んでいない。 | ・地域生活拠点等整備に係る国の基本的指針の改正(※令和8年度末までに各市町村において整備)も踏まえ、早急に取り組んでいく。 |

| 基本 目標 | 実施 目標 | 施策 方向 | 取組 番号 | 取組内容 | (参考) 関連する事務事業 | 令和6年度の実績・成果 | 反省点・課題 | 今後の方向性 | | | | | | |
|---|---|--|--|--|--|-------------|--------|--------|---------|---|--|--|--|--|
| ②ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:5%; text-align: center;">(2)-②-1</td> <td style="width:25%;"> 1 亀山駅周辺整備及び公共施設等のバリアフリー化の推進 亀山駅周辺整備や公共施設や道路等の建設・改修において、障がい者の視点に立ち安全性に配慮しつつ整備を進め、バリアフリー化・ユニバーサルデザインに配慮します。 </td> <td style="width:15%;"> 【新】亀山駅周辺整備事業 </td> <td style="width:15%;"> 事業完了(令和4年12月)に伴い回答無し </td> <td style="width:15%;"> 事業完了(令和4年12月)に伴い回答無し </td> <td style="width:15%;"> 事業完了(令和4年12月)に伴い回答無し </td> </tr> </table> | | | | | | | | | (2)-②-1 | 1 亀山駅周辺整備及び公共施設等のバリアフリー化の推進 亀山駅周辺整備や公共施設や道路等の建設・改修において、障がい者の視点に立ち安全性に配慮しつつ整備を進め、バリアフリー化・ユニバーサルデザインに配慮します。 | 【新】亀山駅周辺整備事業 | 事業完了(令和4年12月)に伴い回答無し | 事業完了(令和4年12月)に伴い回答無し | 事業完了(令和4年12月)に伴い回答無し |
| (2)-②-1 | 1 亀山駅周辺整備及び公共施設等のバリアフリー化の推進 亀山駅周辺整備や公共施設や道路等の建設・改修において、障がい者の視点に立ち安全性に配慮しつつ整備を進め、バリアフリー化・ユニバーサルデザインに配慮します。 | 【新】亀山駅周辺整備事業 | 事業完了(令和4年12月)に伴い回答無し | 事業完了(令和4年12月)に伴い回答無し | 事業完了(令和4年12月)に伴い回答無し | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:5%; text-align: center;">(2)-②-2</td> <td style="width:25%;"> 2 障がい者に配慮した市営住宅の整備 障がい者の入居を想定した市営住宅のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した民間住宅の借上げを検討します。 </td> <td style="width:15%;"> ・民間住宅借上げ事業 </td> <td style="width:15%;"> 令和5年度に借上型市営住宅選定委員会において採用決定となったユニバーサルデザインに配慮された民間賃貸共同住宅が、令和6年5月に竣工し、7月から市営住宅として供給することができた。 </td> <td style="width:15%;"> バリアフリー化、ユニバーサルデザインに配慮された賃貸住宅は一般的な賃貸住宅よりも建築コストがかかるため、入居者の住宅使用料が高くなる傾向がある。 </td> <td style="width:15%;"> 引き続き民間賃貸共同住宅を借上げる際には、事業者に対してバリアフリー化、ユニバーサルデザインに配慮された共同住宅となるよう事業案内を行う。 </td> </tr> </table> | | | | | | | | | (2)-②-2 | 2 障がい者に配慮した市営住宅の整備 障がい者の入居を想定した市営住宅のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した民間住宅の借上げを検討します。 | ・民間住宅借上げ事業 | 令和5年度に借上型市営住宅選定委員会において採用決定となったユニバーサルデザインに配慮された民間賃貸共同住宅が、令和6年5月に竣工し、7月から市営住宅として供給することができた。 | バリアフリー化、ユニバーサルデザインに配慮された賃貸住宅は一般的な賃貸住宅よりも建築コストがかかるため、入居者の住宅使用料が高くなる傾向がある。 | 引き続き民間賃貸共同住宅を借上げる際には、事業者に対してバリアフリー化、ユニバーサルデザインに配慮された共同住宅となるよう事業案内を行う。 |
| (2)-②-2 | 2 障がい者に配慮した市営住宅の整備 障がい者の入居を想定した市営住宅のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した民間住宅の借上げを検討します。 | ・民間住宅借上げ事業 | 令和5年度に借上型市営住宅選定委員会において採用決定となったユニバーサルデザインに配慮された民間賃貸共同住宅が、令和6年5月に竣工し、7月から市営住宅として供給することができた。 | バリアフリー化、ユニバーサルデザインに配慮された賃貸住宅は一般的な賃貸住宅よりも建築コストがかかるため、入居者の住宅使用料が高くなる傾向がある。 | 引き続き民間賃貸共同住宅を借上げる際には、事業者に対してバリアフリー化、ユニバーサルデザインに配慮された共同住宅となるよう事業案内を行う。 | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:5%; text-align: center;">(2)-②-3</td> <td style="width:25%;"> 3 ユニバーサルデザインの普及啓発 県が認定するユニバーサルデザインアドバイザー等と連携し、より効果的なユニバーサルデザインのまちづくりに向けた啓発活動を行います。 </td> <td style="width:15%;"> ・三重県ユニバーサルデザインのまちづくり条例に基づく特定施設新築等協議申請の進達 ・点字ブロック破損等修理 ・東野公園へのインクルーシブ導入に係る懇談会開催 </td> <td style="width:15%;"> ・開発行為で帰属を受ける公園について、特定施設新設等協議申請を進達を行った。(2件) ・東野公園複合遊具等更新のプロポーザルについて、ユニバーサルデザインやインクルーシブへの配慮や工夫を求めた。(令和7年2月に供用開始した) 既存道路については定期的に点検を実施したが点字ブロックの破損箇所は無かった。 ・三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に定められた道路の整備基準に基づき、三重県との事前協議を重ね、川合9号線の道路詳細設計を実施した。 ・三重県に特定施設新築等通知の提出を行い、作成した道路詳細設計が整備基準に適合していると認定された。 </td> <td style="width:15%;"> ・公園の更新については、部分的ではなく、一体的に整備していく必要がある。既存道路の点字ブロック設置数が膨大な量のため、詳細点検は困難である。 ・ユニバーサルデザインに配慮した道路空間の整備については、実施計画に基づき事業を進め、できる限り早く提供することが望ましいが、その財源となる国の交付金が要求どおりに配分されない傾向が続いており、計画どおりに整備を進めるのが難しくなってきている。 </td> <td style="width:15%;"> ・宅地等開発事業に関する技術マニュアルに基づいて事業を進めていく。 引き続き定期的に点検を実施していくとともに、自治会等からの修繕要望があれば早期対応を行う。 ・高齢化社会に伴いユニバーサルデザインに対応した道路交通環境等の整備を持続していく必要がある一方で、該当エリアの将来予測を含めた人口動態や周辺道路等の道路利用状況なども視野に入れて整備を進めていく必要がある。 </td> </tr> </table> | | | | | | | | | (2)-②-3 | 3 ユニバーサルデザインの普及啓発 県が認定するユニバーサルデザインアドバイザー等と連携し、より効果的なユニバーサルデザインのまちづくりに向けた啓発活動を行います。 | ・三重県ユニバーサルデザインのまちづくり条例に基づく特定施設新築等協議申請の進達 ・点字ブロック破損等修理 ・東野公園へのインクルーシブ導入に係る懇談会開催 | ・開発行為で帰属を受ける公園について、特定施設新設等協議申請を進達を行った。(2件) ・東野公園複合遊具等更新のプロポーザルについて、ユニバーサルデザインやインクルーシブへの配慮や工夫を求めた。(令和7年2月に供用開始した) 既存道路については定期的に点検を実施したが点字ブロックの破損箇所は無かった。 ・三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に定められた道路の整備基準に基づき、三重県との事前協議を重ね、川合9号線の道路詳細設計を実施した。 ・三重県に特定施設新築等通知の提出を行い、作成した道路詳細設計が整備基準に適合していると認定された。 | ・公園の更新については、部分的ではなく、一体的に整備していく必要がある。既存道路の点字ブロック設置数が膨大な量のため、詳細点検は困難である。 ・ユニバーサルデザインに配慮した道路空間の整備については、実施計画に基づき事業を進め、できる限り早く提供することが望ましいが、その財源となる国の交付金が要求どおりに配分されない傾向が続いており、計画どおりに整備を進めるのが難しくなってきている。 | ・宅地等開発事業に関する技術マニュアルに基づいて事業を進めていく。 引き続き定期的に点検を実施していくとともに、自治会等からの修繕要望があれば早期対応を行う。 ・高齢化社会に伴いユニバーサルデザインに対応した道路交通環境等の整備を持続していく必要がある一方で、該当エリアの将来予測を含めた人口動態や周辺道路等の道路利用状況なども視野に入れて整備を進めていく必要がある。 |
| (2)-②-3 | 3 ユニバーサルデザインの普及啓発 県が認定するユニバーサルデザインアドバイザー等と連携し、より効果的なユニバーサルデザインのまちづくりに向けた啓発活動を行います。 | ・三重県ユニバーサルデザインのまちづくり条例に基づく特定施設新築等協議申請の進達 ・点字ブロック破損等修理 ・東野公園へのインクルーシブ導入に係る懇談会開催 | ・開発行為で帰属を受ける公園について、特定施設新設等協議申請を進達を行った。(2件) ・東野公園複合遊具等更新のプロポーザルについて、ユニバーサルデザインやインクルーシブへの配慮や工夫を求めた。(令和7年2月に供用開始した) 既存道路については定期的に点検を実施したが点字ブロックの破損箇所は無かった。 ・三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に定められた道路の整備基準に基づき、三重県との事前協議を重ね、川合9号線の道路詳細設計を実施した。 ・三重県に特定施設新築等通知の提出を行い、作成した道路詳細設計が整備基準に適合していると認定された。 | ・公園の更新については、部分的ではなく、一体的に整備していく必要がある。既存道路の点字ブロック設置数が膨大な量のため、詳細点検は困難である。 ・ユニバーサルデザインに配慮した道路空間の整備については、実施計画に基づき事業を進め、できる限り早く提供することが望ましいが、その財源となる国の交付金が要求どおりに配分されない傾向が続いており、計画どおりに整備を進めるのが難しくなってきている。 | ・宅地等開発事業に関する技術マニュアルに基づいて事業を進めていく。 引き続き定期的に点検を実施していくとともに、自治会等からの修繕要望があれば早期対応を行う。 ・高齢化社会に伴いユニバーサルデザインに対応した道路交通環境等の整備を持続していく必要がある一方で、該当エリアの将来予測を含めた人口動態や周辺道路等の道路利用状況なども視野に入れて整備を進めていく必要がある。 | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:5%; text-align: center;">(2)-②-4</td> <td style="width:25%;"> 4 必要な情報を得られる情報発信 障がいの有無を問わず、必要な情報が必要な人に確実に届くよう、引き続き市ホームページにおけるウェブアクセシビリティへの対応に取り組めます。 </td> <td style="width:15%;"> ・ホームページ情報発信事業(広報G) ・障がい福祉に係る広報媒体におけるアクセシビリティの向上(障がい者支援G) </td> <td style="width:15%;"> 市ホームページの基本操作とウェブアクセシビリティと題し、亀山市ウェブアクセシビリティガイドライン(令和5年4月策定)の内容に基づき、職員研修(9/3:2回、9/5)を実施し、当該ガイドラインの内容の周知や実際のホームページの画面を操作するなど、ウェブアクセシビリティの向上を図った。また、各ページの新規・更新作業の際、内容が適切でなかった場合は、都度改善するなど、誰もが情報得られるよう対応に努めた。 </td> <td style="width:15%;"> 引き続き、必要な情報が必要な人に確実に届くように、庁内の職員に対し、亀山市ウェブアクセシビリティガイドラインの周知や、既存の掲載ページの適切な更新などに継続的に取り組む必要がある。 </td> <td style="width:15%;"> 各ページの新規作成及び更新作業の際、ウェブアクセシビリティ上で必要な対応がある場合は、その対処方法を担当部署と情報共有しながら、職員のスキル向上を図っていく。また、人事異動等によりホームページの作成担当は変更することから、職員研修などの機会を通じて、ウェブアクセシビリティの向上を図る。 </td> </tr> </table> | | | | | | | | | (2)-②-4 | 4 必要な情報を得られる情報発信 障がいの有無を問わず、必要な情報が必要な人に確実に届くよう、引き続き市ホームページにおけるウェブアクセシビリティへの対応に取り組めます。 | ・ホームページ情報発信事業(広報G) ・障がい福祉に係る広報媒体におけるアクセシビリティの向上(障がい者支援G) | 市ホームページの基本操作とウェブアクセシビリティと題し、亀山市ウェブアクセシビリティガイドライン(令和5年4月策定)の内容に基づき、職員研修(9/3:2回、9/5)を実施し、当該ガイドラインの内容の周知や実際のホームページの画面を操作するなど、ウェブアクセシビリティの向上を図った。また、各ページの新規・更新作業の際、内容が適切でなかった場合は、都度改善するなど、誰もが情報得られるよう対応に努めた。 | 引き続き、必要な情報が必要な人に確実に届くように、庁内の職員に対し、亀山市ウェブアクセシビリティガイドラインの周知や、既存の掲載ページの適切な更新などに継続的に取り組む必要がある。 | 各ページの新規作成及び更新作業の際、ウェブアクセシビリティ上で必要な対応がある場合は、その対処方法を担当部署と情報共有しながら、職員のスキル向上を図っていく。また、人事異動等によりホームページの作成担当は変更することから、職員研修などの機会を通じて、ウェブアクセシビリティの向上を図る。 |
| (2)-②-4 | 4 必要な情報を得られる情報発信 障がいの有無を問わず、必要な情報が必要な人に確実に届くよう、引き続き市ホームページにおけるウェブアクセシビリティへの対応に取り組めます。 | ・ホームページ情報発信事業(広報G) ・障がい福祉に係る広報媒体におけるアクセシビリティの向上(障がい者支援G) | 市ホームページの基本操作とウェブアクセシビリティと題し、亀山市ウェブアクセシビリティガイドライン(令和5年4月策定)の内容に基づき、職員研修(9/3:2回、9/5)を実施し、当該ガイドラインの内容の周知や実際のホームページの画面を操作するなど、ウェブアクセシビリティの向上を図った。また、各ページの新規・更新作業の際、内容が適切でなかった場合は、都度改善するなど、誰もが情報得られるよう対応に努めた。 | 引き続き、必要な情報が必要な人に確実に届くように、庁内の職員に対し、亀山市ウェブアクセシビリティガイドラインの周知や、既存の掲載ページの適切な更新などに継続的に取り組む必要がある。 | 各ページの新規作成及び更新作業の際、ウェブアクセシビリティ上で必要な対応がある場合は、その対処方法を担当部署と情報共有しながら、職員のスキル向上を図っていく。また、人事異動等によりホームページの作成担当は変更することから、職員研修などの機会を通じて、ウェブアクセシビリティの向上を図る。 | | | | | | | | | |

| 基本目標 | 実施目標 | 施策方向 | 取組番号 | 取組内容 | (参考) 関連する事務事業 | 令和6年度の実績・成果 | 反省点・課題 | 今後の方向性 |
|--------------------|------|------|---------|--|-------------------------|---|---|---|
| | | | (2)-②-5 | 5 読書バリアフリーの推進 視覚障がい者等の読書環境の整備や、郵送貸出、対面朗読サービスの実施のほかアクセシブルな書籍等を充実し、量的拡充を図るなど読書バリアフリー法の視点に立ったサービスを進めます。また、アクセシブルな電子書籍の導入のしくみづくりを進めます。 | | 点字を含む寄贈図書の展示により、視覚障がい者向けコーナーの充実を図り、利用しやすい環境を整備した。 出張図書館の実施を通じて、電子図書館をはじめとする各種サービスの普及啓発を行った。 イベント「Light It Up Blue みえ」や「アールブリュット」の表現者たち展in亀山、「つなぐアートつながるアートPROJECT」の報告会を通じて、情報発信を行った。 録音図書「山鳩文庫」の蔵書を増強し、視覚障がい者の読書環境を改善した。 | バリアフリー関連資料の利用促進のため、情報発信や利用案内を一層充実させる必要がある。 地域イベントやSNS等の多様な手段を活用し、より広範な層に効果的な情報提供を図る必要がある。 | イベント等を通じた図書館利用の促進と「しずかなへや」の活用を推進する。 関係部署との連携を強化し、バリアフリーサービスの認知度向上と定着に努める。 |
| ③防災・安全対策の充実 | | | | | | | | |
| | | | (2)-③-1 | 1 防災知識に関する情報提供の充実 災害時における障がい者の援助に関する知識の普及・啓発を図るとともに、地域の自主防災組織等の協力を得ながら、地域の防災訓練等に障がい者が参加しやすい環境づくりに取り組みます。 | ・広報広聴事業 ・行政出前講座 | 当事者団体が主催する災害をテーマとした研修に参加し、災害時における障がい者の支援・援助に関する知識の普及・啓発を行った。 | 災害時における障がい者の支援・援助に関する普及・啓発を実施しているものの、地域が主催する防災訓練や行政出前講座等に障がい者の方々が参加しやすい環境づくりの確立には至っていない。 | 地域が主催する防災訓練等に、障がい者の方々が参加できるように、避難行動要支援者名簿を利用した安否確認や車いす等を利用した避難訓練等、障がいのある方を想定した訓練を行っていく。 |
| | | | (2)-③-2 | 2 災害時の要支援者対策の推進 大規模な災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を更新し、個別避難計画を作成するとともに、より実効性の高い支援者対策に努めます。 | ・避難行動要支援者対策事業（名簿の維持・向上） | 避難行動要支援者名簿の更新作業を行い、全ての自治会に案内を行い、名簿を希望する自治会へ配布を行った。 ・個別避難計画の作成に当たり、関係部署と協議を行った。 ・避難行動要支援者名簿の更新作業に向けた準備・検討を行った。 ・令和6年の台風10号の接近に伴い、警戒レベル3(高齢者等避難)が発令されている『金場、久我、萩原、越川、福徳、加太向井、加太市場』地域の、災害時避難行動要支援者名簿に登録されている対象者に対して連絡した。 | 名簿は、避難行動要支援者の同意を得たうえで、名簿作成を行うため、更新作業に数か月を要する。 ・防災部局と連携し、避難行動要支援者名簿に基づいた個別避難計画の作成を進めていく必要がある。 | 名簿の更新手続をマニュアル化し、迅速に更新していく。 ・防災部局と連携し、避難行動要支援者名簿に基づいた個別避難計画の作成を進める。 |

| 基本 目標 | 実施 目標 | 施策 方向 | 取組 番号 | 取組内容 | (参考) 関連する事務事業 | 令和6年度の実績・成果 | 反省点・課題 | 今後の方向性 |
|-------------------|----------|----------|----------|---|----------------------------------|---|--|---|
| | | | (2)-③-3 | 3 福祉避難所等の充実 災害時等に一般の避難所では避難生活が困難な障がい者が安心して避難できる福祉避難所等の充実を図り、福祉避難所への物資等を供給する体制の強化や感染症対策に対応した避難所設置運営に努めます。 | ・防災資機材・備蓄品 充実事業 ・福祉避難所使用協定 | ・令和6年の台風10号の接近に伴い、市内の福祉避難所7施設に対し、福祉避難所を開設する場合の受け入れ可能状況(受け入れ可能人数、受け入れ可能者の属性等)を聞き取るとともに、障がい者の受け入れに関する課題の共有を図った。 ・令和7年1月26日(日)に開催された鈴亀地区老人福祉施設協会主催の福祉避難所開設・運営訓練に参加するなど、知識の研鑽に努めた。 | 災害時に、特に障がい者の受け入れに関して、福祉避難所としての機能を果たせるよう、福祉避難所協定事業所と市の関係部署間で協議する必要がある。 | 災害時に、特に障がい者の受け入れに関して、福祉避難所としての機能を果たせるよう、福祉避難所協定事業所と市の関係部署間で協議するとともに、各種研修会に積極的に参加し、福祉避難所開設・運営のノウハウの習得や、課題の把握等に努める。 |
| | | | (2)-③-4 | 4 福祉避難所協定事業所との連携 災害時に特別な支援を必要とする人が安心して避難生活を送ることができるよう福祉避難所協定事業所との連携を図ります。 | ・福祉避難所使用協定 | ・令和6年の台風10号の接近に伴い、市内の福祉避難所7施設に対し、福祉避難所を開設する場合の受け入れ可能状況(受け入れ可能人数、受け入れ可能者の属性等)を聞き取るとともに、障がい者の受け入れに関する課題の共有を図った。 | 災害時に、特に障がい者の受け入れに関して、福祉避難所としての機能を果たせるよう、福祉避難所協定事業所と市の関係部署間で協議する必要がある。 | 災害時に、特に障がい者の受け入れに関して、福祉避難所としての機能を果たせるよう、福祉避難所協定事業所と市の関係部署間で協議する。 |
| ④権利擁護対策の充実 | | | | | | | | |
| | | | (2)-④-1 | 1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築 権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制など、利用者がメリットを実感できるよう、広報、相談、利用促進などの機能を備えた中核機関を設置する等、権利擁護を支援する地域連携体制のしくみづくりを構築します。 | (仮称)法福連携ネットワーク協議会の運営 | 弁護士・司法書士・社会福祉・医師などを構成員とした法福連携ネットワーク協議会を開催し、市の取組状況や実績などに関する情報共有を行った。 東海税理士会から法福連携ネットワーク協議会の委員を委嘱し、また、金融分野の情報を市と市内の金融機関と共有する協定の協議を進めた。 成年後見制度等の制度利用が必要と思われる方について、社会福祉協議会の相談窓口につないだ。 | 金融機関において、福祉の支援が必要だと思われる人が窓口を訪れている現状がある。 成年後見制度の利用促進に向け、制度概要の分かりやすい情報提供や中核機関の役割、相談窓口等について、広く周知する必要がある。 | 市内の金融機関と金融分野の情報を市と共有する協定について協議を進めている。 成年後見制度の利用促進に向け、制度概要の分かりやすい情報提供や中核機関の役割、相談窓口等について、広く周知する。 |
| | | | (2)-④-2 | 2 成年後見制度の利用の促進 成年後見制度の積極的な情報提供を行い、報酬助成の拡大を図る等、成年後見制度の利用の促進に取り組むとともに、社会福祉協議会による法人後見等の体制づくりについて協議を進めます。 | 成年後見サポート事業 | 成年後見制度の利用の申出があった方については、成年後見サポート会議と受任機関の確保により迅速な審判が得られた。 高齢者の成年後見制度について、報酬費用の助成を5件、申立て費用の助成を3件行った。 | 成年後見制度の利用が必要である方が顕在化している。 中核機関が立ち上がり、成年後見制度について推進することが出来たが、周知啓発や利用促進について連携した取組を行っていく必要がある。 | 市や社会福祉協議会に相談があった際には、わかりやすく制度説明を行い、必要な方に対して、制度の利用に繋げている。 中核機関や障がい者部門と協力し、制度についての周知や連携した対応が行えるよう取り組む。 |

| 基本目標 | 実施目標 | 施策方向 | 取組番号 | 取組内容 | (参考) 関連する事務事業 | 令和6年度の実績・成果 | 反省点・課題 | 今後の方向性 |
|------|------|------|---------|--|--|--|--|---|
| | | | (2)-④-3 | 3 日常生活自立支援事業の充実 判断能力が低下した人等に対しては、社会福祉協議会による日常生活自立支援事業により生活支援の充実を図ります。 | ・日常生活自立支援事業(障がい者支援G) | 令和6年度の日常生活自立支援事業の新規契約は1件、解約は6件(成年後見への移行が2件、他は転出や死亡)全体では43人から38人となった。 | 成年後見制度が少しずつ周知がなされ、日常生活自立支援事業から移行する事例も増えている。両制度の併せて周知を行うことが必要である。 | 成年後見制度も含めて、制度への不理解や不信を緩和できるような周知啓発を行っていく。具体的には、HP等での周知やセミナーの実施を継続していく。 |
| | | | (2)-④-4 | 4 虐待防止による権利利益の擁護 関係各課、警察等の行政機関や司法書士等の法曹などの関係機関との連携・協力体制を強化し、虐待を受けた障がい者の保護や自立の支援、養護者に対する支援等を行い、障がい者の権利利益を擁護します。 | ・高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議(障がい者支援G・高齢者支援G) ・障害者総合相談支援事業(基幹相談中心) | 高齢者や障がい者など、虐待を受けた方の状況に応じて、必要な関係機関が連携して対応し、虐待を受けた方の保護・権利利益の擁護、並びに養護者の支援に当たった。なお、障がい者や高齢者に対する虐待事案への対応方針については、近年、厚労省からマニュアルが示されるなど、虐待への対応方法が確立されてきたことから、令和6年度については、高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議は開催していない。 | 個々の虐待事例に応じて、適切で迅速な対応が求められるが、専門的知見を有する人材が不足している。また、8050問題等養護者が抱える問題も多く、広く関係機関と連携をとる必要がある。 | 虐待事案について、関係機関と連携を図ると共に、必要に応じて三重県高齢者・障がい者虐待防止チームから助言を受けるなど、困難事例の解決に向けて取り組んでいく。 |